

「地域に勤務する公務員の給与に関する研究会」(第9回)[議事要旨]

1 日 時 平成15年2月4日(火) 10:00~12:15

2 場 所 人事院第1特別会議室

3 出席委員(敬称略)

神代和欣座長、安藤俊裕、稲継裕昭、今野浩一郎、嶋津昭、西村美香、眞仁田勉、山路憲夫の各委員(笹島芳雄座長代理、佐藤博樹委員は欠席。座長、座長代理以外は五十音順。)

4 審議経過

これまで委員から出された意見を要約した「中間整理」のまとめに向けた意見交換が行われ、委員から次のような意見等が出された。

地域ごとの民間準拠といった場合に、地域別に官民較差を算出するという視点と、全国一本で官民較差を算出した上で配分として地域差をつけるという視点の二つが考えられるが、両者を区別して議論する必要があるのではないか。

公務員給与が高いという批判に対しては、民間準拠の原則など公務員の給与はどうあるべきかという基本的な理念を国民に対してきちんと説明し、そのような理念の下でこれまで維持されてきた給与体系が、現時点において合理的と言えるかを検討する必要があるのではないか。

赴任旅費や単身赴任による二重生活に伴う負担など給与以外の部分も含めたトータルの議論が必要ではないか。

転勤の問題も含めて議論すべきと思うが、給与以外の部分も含めたトータルで議論をするならば、いわゆる「天下り」先での退職金なども含めた生涯賃金で見ていくことが必要になるのではないか。ただ、この研究会の場で、そこまで議論するのは難しいのではないか。

地方公務員の中には、警察・消防職員や教員など、国家公務員と同じような立場で仕事をしている職員もいることなどを考慮して、地方公務員法上、地方公務員給与は国家公務員給与に準拠することとされている。そうだとすると、地方公務員は全て民間準拠にするといった割り切りは難しいのではないか。

地方公務員の職種も多様であるから、きめ細かく見ていく必要があるにもかかわらず、それをせずに単に地方公務員であることをもって全て国家公務員準拠としていることがおかしいのではないか。

民間準拠の原則は、国家公務員給与を決定する際の考慮要素の一つであり、これが全てではないことを確認する必要があるのではないか。民間準拠は、原資を算定する場合などに何らかの重要な役割を果たすことは必要であるが、給与配分などそれ以外の場面においては、職務給としての面や、人事管理政策の面を中心として検討すべきではないか。その辺りがきちんと説明できれば、国民や県民の納得もある程度得られるのではないか。

調整手当の異動保障を廃止するなどの議論があるが、人事権の行使として一方的に地方勤務を命じながら給与を下げるというのは、人事制度上どうなのか。そのような人事管理は、長期的にはうまく行かないのではないか。民間企業では、全国を異動する社員については、総合職として賃金表は一本にして、地方に勤務しても給料を下げないところが多いのではないか。

民間企業では、地方勤務となった場合、本社勤務に伴って支給される手当が出なくなるので、実質的に賃金が下がるところが多いのではないか。

地域の区切りについては、調整手当の地域区分のように、官署のある市町村を基礎に考えるのは難しくなっているのではないか。本省と出先機関という区分とすることや、首都圏地域や大阪近辺地域といった広がりをもった地域によって区分することなどについても議論すべきではないか。

地域手当を考える際の考慮要素として、生計費や人事管理上の異動の範囲が考えられる。ただ、異動の範囲を特定の地域に限ってしまうと、各府省の人事政策に対してある種のたがをはめることになる。

5 次回の日程について

次回（第10回）は、平成15年2月20日（木）

（文責 研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。）

以上